

平成 24 年度報酬改定（就労系サービス）

共 通

別に事業所としての「喀痰吸引等事業者」の登録及び従業者の「認定特定行為業務従事者」の登録が必要

◆新規加算

◎医療連携体制加算（Ⅲ）（500 単位/日）

医療機関等との連携により、看護職員を事業所に訪問させ、当該看護職員が **認定特定行為業務従事者** に喀痰吸引等に係る指導を行った場合に、当該看護職員 1 人に対し、1 日につき所定単位数を加算する。



- 指導対象となる行為は **喀痰吸引**（口腔内、鼻腔内、気管カニューレ内部）及び **経管栄養**（胃ろう、腸ろう、経鼻）
- 加算は看護職員の数に着目して算定するため、利用者が複数いる場合又は複数の看護職員が指導に当たった場合、算定単位数が変動する。

500 単位 × 看護職員数



当該月の事業所の利用者のうち、たんの吸引等が必要な利用者数



1 人当たりの単位数 / 日
※1 単位未満の端数切捨

【例】

4 月中に、たんの吸引等が必要な利用者が 3 人いる事業所に、4 月 1 日は看護職員 2 人が、4 月 20 日は看護職員 1 人が介護職員等にたんの吸引等に係る指導を行った場合

- ・ (500 単位 × 2 人) ÷ 3 人 = 333.3 単位 → 333 単位 / 日 (4 月 1 日分)
- ・ (500 単位 × 1 人) ÷ 3 人 = 166.6 単位 → 166 単位 / 日 (4 月 20 日分)
- ※ (500 単位 × 3 人) ÷ 3 人 = 500 単位 / 月とするのではない。

333 単位 + 166 単位 = 499 単位 / 月

◎医療連携体制加算（Ⅳ）（100 単位/日）

喀痰吸引等が必要な者 に対して、**認定特定行為業務従事者** が、喀痰吸引等を行った場合に、1 日につき所定単位数を加算する。
(ただし、医療連携体制加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）の算定対象となる利用者については算定できない)

◎送迎加算（片道 27 単位） ※「送迎加算に関する届出書」の提出が必要

居宅と事業所との間の送迎を行った場合について、片道につき所定の単位数を加算する。



片道・往復利用問わず実人数で判断

- 当該月において 1日の送迎人数の平均が10人以上（ただし、定員20人未満の事業所にあつては、定員の100分の50以上）で、かつ、週3日以上実施していること
- 送迎を外部委託により実施した場合も加算の対象
- 居宅以外の場所と事業所との間の送迎は対象外**
- 利用者へ直接公共交通機関の利用に係る費用を給付する場合等は対象外

◎障害福祉サービスの体験利用支援加算（300 単位） ※障害者支援施設の入所者に限る

利用者が、地域生活への移行に向けて指定地域移行支援事業者が行う障害福祉サービスの体験的な利用支援を利用する場合であつて、当該事業所の従業員が所定の支援を行った場合に本体報酬に代えて算定する。



- 対象となる支援の内容
 - ・ 体験的な利用支援の利用の日において昼間の時間帯における訓練等の支援
 - ・ 障害福祉サービスの体験的な利用支援に係る指定地域移行支援事業者との連絡調整その他の相談援助
 - ア 体験的な利用支援を行うに当たっての指定地域移行支援事業者との留意点等の情報共有その他必要な連絡調整
 - イ 体験的な利用支援を行った際の状況に係る指定地域移行支援事業者との情報共有や当該状況を踏まえた今後の支援方針の協議等
 - ウ 利用者に対する体験的な利用支援を行うに当たっての相談援助
- 体験的な利用支援の利用日については、当該加算以外に本体報酬及び加算は算定できない。**
- 原則として体験利用日に算定することとなるが、体験利用日以前に連絡調整等の援助を行っている場合は、当日の支援がなくても体験利用日の初日に限り算定することが可能

◎福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算（別紙参照）

就労移行支援

◆新規加算

◎移行準備支援体制加算（Ⅰ）（41 単位/日） ※「移行準備支援体制加算（Ⅰ）に係る届出書」の提出が必要

前年度に施設外支援を実施した利用者の数が利用定員の100分の50を超える事業所が、利用者に対し、職場実習等又は求職活動等のいずれかを実施した場合に、施設外支援利用者の人数に応じ、1日につき所定単位数を加算する。



同一の企業等における1回の施設外支援が1月を超えない期間であること

対象となる施設外支援

職場実習等

- (ア) 企業及び官公庁等における職場実習
- (イ) アに係る事前面接、期間中の状況確認
- (ウ) 実習先開拓のための職場訪問、職場見学
- (エ) その他必要な支援

又は

求職活動等

- (ア) ハローワークでの求職活動
- (イ) 地域障害者職業センターによる職業評価等
- (ウ) 障害者就業・生活支援センターへの登録等
- (エ) その他必要な支援

- 職員が同行又は職員のみ活動により支援を行っていること
- 算定対象となる利用者が、利用定員の100分の50以下であること
- 移行準備支援体制加算（Ⅱ）が算定されている間は算定不可

H24.3までの「施設外就労加算」の名称が変更（※算定要件の変更はない）

施設外支援の基本的要件（詳細は「就労移行支援事業、就労継続支援事業（A型、B型）における留意事項について」参照）

- ・原則として年間180日を限度に本体報酬の算定が可能（職場適応訓練、ステップアップ雇用、在宅就労については特例あり）
- ・施設外支援が、当該施設の運営規程に位置付けられていること。
- ・施設外支援の具体的な内容が個別支援計画に定められており、その支援により、就労能力や工賃の向上及び一般就労への移行が認められること。
- ・施設外支援中の対象者の状況について、対象者や活動先の事業所等から活動の状況を聴取することにより日報を作成すること。
- ・緊急時の対応ができること

◆新規減算（平成24年10月より適用）

◎一般就労への移行実績のない事業所に対する減算

直近の過去3年度又は4年度において 就労定着者の実績のない事業所 に対し、所定の単位数を減算



- 就労定着者
就労移行支援を受けた後、就労した企業等に連続して6か月以上雇用されている者
 - 減算単位
 - ・過去3年間の就労定着者数が0の場合：所定単位数の85%を算定（15%減算）
 - ・過去4年間の就労定着者数が0の場合：所定単位数の70%を算定（30%減算）
- ※年度途中で指定を受けた場合は、初年度は含まない。

◆既存加算

◎就労移行支援体制加算の単位数の見直し ※「就労移行支援体制加算届出書」の提出が必要

就労定着実績	現行	H24.4以降
5%以上15%未満	2.1単位/日	4.1単位/日
15%以上25%未満	4.8単位/日	6.8単位/日
25%以上35%未満	8.2単位/日	10.2単位/日
35%以上45%未満	12.6単位/日	14.6単位/日
45%以上	18.9単位/日	20.9単位/日

就労継続支援 A 型

◆新規減算（平成24年10月より適用）

◎短時間利用者の占める割合が多い事業所に対する減算

雇用契約を結んでいる利用者のうち短時間利用者の占める割合が一定数以上の場合に所定の単位数を減算



- 短時間利用者：週20時間未満の利用者
- 現員数：1週間のうち1日でも利用のあった者の合計数
- 減算単位

- ・短時間利用者が現員数の50%以上80%未満の場合：所定単位数の90%を算定（10%減算）
- ・短時間利用者が現員数の80%以上の場合：所定単位数の75%を算定（25%減算）

- 計算方法

直近の過去3か月間において、1週間ごとの割合を求め、当該期間の週平均の割合をもって算定する。ただし、算定対象となる3月間の最初の週と最終の週が、算定対象外の月をまたぐ場合は、当該週を除いて計算する

◆既存加算

◎重度者支援体制加算の算定要件・単位数の見直し ※「重度障害者支援体制加算に係る届出書」の提出が必要

- 前年度に受け入れた障害基礎年金1級受給者の数が、利用者数に対し、一定以上の割合の場合に定員規模に応じて算定
 - ・重度者支援体制加算Ⅰ（45～56単位/日）：障害基礎年金1級受給者が利用者の50%以上 【名称変更】
※H24.3までの「重度者支援体制加算」。算定要件・単位数の変更はなし
 - ・重度者支援体制加算Ⅱ（22～28単位/日）：障害基礎年金1級受給者が利用者の25%以上50%未満 【新設】
 - ・重度者支援体制加算Ⅲ（11～14単位/日）障害基礎年金1級受給者が利用者の5%以上25%未満 【新設】
※旧法指定施設からの移行施設のみ対象（H27.3.31までの経過措置）

就労継続支援B型

◆既存加算

◎重度者支援体制加算の算定要件・単位数の見直し ※「重度障害者支援体制加算に係る届出書」の提出が必要

- 前年度に受け入れた障害基礎年金1級受給者の数が、利用者数に対し、一定以上の割合の場合に定員規模に応じて算定
 - ・重度者支援体制加算Ⅰ（45～56単位/日）：障害基礎年金1級受給者が利用者の50%以上 【名称変更】
※H24.3までの「重度者支援体制加算」。算定要件・単位数の変更はなし
 - ・重度者支援体制加算Ⅱ（22～28単位/日）：障害基礎年金1級受給者が利用者の25%以上50%未満 【新設】
 - ・重度者支援体制加算Ⅲ（11～14単位/日）障害基礎年金1級受給者が利用者の5%以上25%未満 【新設】
※旧法指定施設からの移行施設のみ対象（H27.3.31までの経過措置）

◎目標工賃達成加算の算定要件・単位数の見直し ※「目標工賃・工賃実績報告」の提出が必要

- 目標工賃達成加算Ⅰ（26単位/日→49単位/日）
- 目標工賃達成加算Ⅱ（10単位/日→22単位/日）
- 算定要件の変更点
都道府県の作成する「工賃向上計画」に基づき、事業所においても「工賃向上計画」を作成し、目標工賃達成に向けた業務、作業内容等の見直しなど工賃向上計画に基づく取組の実施が新たに必要になる。

※平成24年以降「目標工賃達成加算」の算定の有無にかかわらず、「工賃向上計画」の作成自体は必須化（予定）

Q&A(H24.3.30 国資料抜粋)

(就労定着者数が0である場合の所定単位数の算定【就労移行支援】)

年度途中で就労移行支援事業の指定を受けた場合、当該年度は減算の対象年度に含まれるのか。

(答)

当該減算規定は、就労移行支援事業本来の目的である一般就労への移行を促進するための規定である。よって、年度途中で指定された事業所については、当該年度は算定対象としないこととする。

例：平成24年5月に事業指定を受けた場合

平成24年度は算定対象とせず、平成25年度から平成27年度までの3年間において就労定着者数が0である場合、平成28年度から減算の適用を受けることとなる。

(目標工賃達成加算及び目標工賃達成指導員配置加算【就労継続支援B型】)

目標工賃達成加算及び目標工賃達成指導員配置加算については、工賃向上計画の作成が要件となっている。事業所における工賃向上計画作成期限は平成24年5月末となっているが、この場合5月末までに作成していれば、さかのぼって平成24年4月分から加算が算定できると考えてよいか。

(答)

- 「工賃向上計画」を推進するための基本的な指針では、事業所は平成24年5月末までに工賃向上計画を作成することとなっている。また、報酬告示においては、目標工賃達成加算及び目標工賃達成指導員配置加算の算定要件として、工賃向上計画の作成が規定されている。これらの趣旨を踏まえ、平成24年5月末までに当該計画が作成され提出のあった事業所に関しては、さかのぼって4月から算定しても差し支えない。
- ただし、6月以降に当該計画が作成され提出のあった事業所に関しては、提出のあった月からの加算算定となる。
- なお、この間の原材料費及び光熱水費の高騰により平均工賃が前年度実績を下回った場合にあっては、原材料費及び光熱水費の高騰分に相当する金額を工賃として支払ったものとして算出して差し支えない